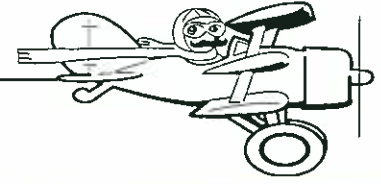


経営者のための生命保険講座 第118回

今日のテーマ

法人契約の経理処理について



法人の保険加入目的は保障であることはいまでもありませんが、保険料の税務処理も大きく影響してきます。今回は保険種類と契約形態ごとの保険料に関する税務処理をご案内します！！

保険種類	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	満期保険金受取人	経理処理
定期保険	法人	役員・従業員	法人	×	損金算入可
	法人	役員・従業員	被保険者の遺族	×	*損金算入可
	法人	特定の役員・従業員	法人	×	損金算入可
	法人	特定の役員・従業員	被保険者の遺族	×	役員・従業員の給与扱い

*当該契約形態(*普遍的加入が前提)については受取人が遺族であることから、保険料は給与と考える向きもあるが、死亡してはじめて遺族が保険金を受け取ることから、保険料の支払い段階で一律給与とするのは実情に即さないと考えられる。一種の福利厚生的性格を有するので損金参入が認められている。

保険種類	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	満期保険金受取人	経理処理
終身保険	法人	役員・従業員	法人	×	資産計上
	法人	役員・従業員	被保険者の遺族	×	役員・従業員の給与扱い
	法人	特定の役員・従業員	法人	×	資産計上
	法人	特定の役員・従業員	被保険者の遺族	×	役員・従業員の給与扱い

保険種類	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	満期保険金受取人	経理処理
養老保険	法人	役員・従業員	法人	法人	資産計上
	法人	役員・従業員	被保険者の遺族	被保険者	役員・従業員の給与扱い
	法人	役員・従業員	被保険者の遺族	法人	*1/2 損金・1/2 資産計上
	法人	特定の役員・従業員	法人	法人	資産計上
	法人	特定の役員・従業員	被保険者の遺族	被保険者	役員・従業員の給与扱い
	法人	特定の役員・従業員	被保険者の遺族	法人	1/2 資産・1/2 給与扱い

*普遍的加入が行われているもの(普遍的加入でない場合には被保険者に対する給与となります)

*普遍的加入とは・男性のみ、課長以上・・・など社員全員が恩恵(メリット)を得られないものは不可となります。

⇒ ⇒ ⇒ 役員・従業員全員(試用期間者除く)、勤続0年以上全員であればOKです!(合理的な金額格差は問題なし)

*同族会社の契約は注意が必要です。(被保険者の大部分が同族の場合1/2が給与の上乗せとして取扱われます 所基通36-31)

- 法人契約と税務処理は密接な関係があります。
- また、役員・従業員を被保険者とする場合・・・ 1、福利厚生を目的とした加入が前提です。
- 2、弔慰金規定等を完備し客観的根拠を示すことが必要です。
- 記載の税制については平成20年9月現在のものです。今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。
- 保険料の経理処理の詳細につきまして、是非一度担当者まで声をかけてみて下さい。

<担当：西丸保幸>